○公安委規程

契約の締結(都市計画課) ………………………………………………………七

山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示の一部改正(会計課)………………七 生活保護法の規定に基づく指定医療機関の指定辞退の届出(厚政課) 生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(厚政課)………………………………七

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程…………八

口

瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要

報

○告示

目

次

毎週火・金曜日発行

年

SBペイメントサービス株式会社 東京都港区海岸一丁目七番一号

東京都千代田区紀尾井町一番三号 下関市細江町二丁目二番

5 月13日

(金曜日)

 \equiv 指定の期間 指定納付受託者に納付させる歳入 令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間 つながる。やまぐち応援寄附金(インターネットを利用して納付されるものに限 株式会社やまぎんカード 株式会社トラストバンク 東京都渋谷区渋谷二丁目二四番一二号

令和 4

PayPay株式会社

山口県告示第百二十九号

次のとおり歳入の収納の事務を委託した。 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、

令和四年五月十三日

(環境政策課) ………一

(環境政策課) ………四

山口県知事

村 岡 嗣 政

委託に係る取扱歳入金の種類

る。 つながる。やまぐち応援寄附金(インターネットを利用して納付されるものに限

二 委託を受けた者の名称及び所在地 株式会社さとふる

東京都中央区京橋二丁目二番一号

三 委託の期間

令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間

山口県告示第百二十八号

より、指定納付受託者を次のとおり指定した。 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二の三第一項の規定に

令和四年五月十三日

山口県知事 村 岡 嗣

政

指定納付受託者の名称、住所又は事務所の所在地

山口県告示第百三十号

する。 山口県環境生活部環境政策課及び防府市生活環境部生活安全課において公衆の縦覧に供 評価に関する事項を記載した書面は、令和四年五月十三日から同年六月二日までの間、 づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。 当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前 瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基 1,1100

"

"

"

"

<u>Fi.</u>

"

六〇

"

"

"

"

四七ーホ

四

.....................

"

"

"

連

続

一四時間

"

"

"

四時間

"

山

四七一ハ

 \equiv

"

"

"

二一時間

"

"

"

時間

 $\frac{-}{\circ}$

"

"

"

一八時間

"

口

三 ″

"

"

"

三

時

間

"

令和四年五月十三日

山口県知事 村 岡 嗣 政

申請者の氏名又は名称及び住所

住 氏名又は名称 協和発酵バイオ株式会社

工場又は事業場の名称及び所在地 所 東京都千代田区大手町一丁目六番一号

三 特定施設に関する事項 所在地 防府市協和町一番一号

名 称

協和発酵バイオ株式会社山口事業所

種類、構造及び使用時間間隔等

四七	110-7	種類		
八・七 〃		能がが一時力	構	
	令和四、 六、三	年 子 月 月 日 定 手		
一令和四、三〇	一 令和四、三 二	年予工事 月 日定成	造	
令 一和 二、 一	令 和 八四、 一	年予使 月 開 日定始		
"	断続	間使 用時間	使	
一二時間	五時間	時 り の 日 当 用 た	用の方	
"	変動なし	動の 概要	法	

備考 「三○-ハ」並びに「四七-ロ」、「四七-ハ」及び「四七-ホ」とは、水質汚濁防止 ス洗浄施設をいう。 法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第三十号の発酵工業の用に供する遠 心分離機並びに同表第四十七号の医薬品製造業の用に供するろ過施設、分離施設及び廃ガ

山

П

 $(\underline{\hspace{1cm}})$

排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

	111 1	1 0 /1	10 1 32						<i>></i> \		TIX		()()			17		_
発酵洗液生物処理施	脱リン処理	種	四汚水等の	備考()の表	"	"	"	四七一ホ	"	"	四七一八	"	"	四七一口	三〇一ハ		種類	
処理施	施設コン	類構	種類、構造及び使用時間間隔等汚水等の処理施設に関する事項	の備考は、	"	"	"	"	七	四	三五	"	七	=	六 五	通常	水素イ	
	クリート製	造	^用 時間間隔等 関する事項	この表について	"	"	"		七、五、五	<u>//</u>	五~三	七六	七六		八~五	最	(水素指数)	汚
八、八〇〇	八〇〇	能(デカカ)		て準用する。	0	九二八一、三九〇	八八.八	七〇〇一、〇五	一、七〇〇二、五		一、四四〇·九二、一	0	一五、〇〇〇二二、五〇〇	八、五六一一二、八四	三、〇〇〇	通常最	化学的酸	水等
生物処理	脱リン	処理の方式			<u> </u>	<i>"</i>		世 検出せず	五〇	"	六〇一〇〇	○ 検 出 せ ず	10	五〇〇	1110	大通常	浮遊	0)
"	連	間使用時間			"	"		五.	1110	"	一 五 〇	検出せず	1110	六〇〇	回 〇	最	物 (mg/ℓ) 量	1
"	続 二 四 時	の一 使日 用当 時た			"	"	"	0	六〇〇	二四九・四	二四九・六	0	五、〇〇〇	一、五七三:二	九〇〇	通常量	至	状態
"	問 変 動	間り			″	"	"	0	九〇〇	"	三七〇	0	七、五〇〇	二、三六〇	二、八五〇	1 1	(mg// 素	の
	なし	概が変動のこ			"	"	,,	0	六五〇	111・七	七七	0	五、〇〇〇	二八〇・五	五〇	通常		値
既		年 月 日			"	"	"	0	九七五	一九	四九〇	0	七、五〇〇	四二二	七五	最大		
		年 月 日			五六	"	11111	五六	110	一五八	九四八	"		八二	〇 五	通常	汚水等の一日当たりの量(m)	
設)		年 月 日			六七	"	三八	六七	二四	一八八	-, -===================================	"	_	九八		最大	たりの量(m)	7 1) mind /31/

(io. 2)	No. 1 排 水 口 七 八 五〇·二 七五	通常最	排 水 口 水素イオン濃度 化学的酸素要求量 2	排出水の	五 排出水の汚染状態の値及び排出水の量	沙属 夕 玉 方	・	処理後	発酵洗液生物処理施	1. 3 夕 五 方	対 ノ ル 里 奄 殳	通常 最大 通常 最大 通常 最大 通常 最	
<u> </u>	四 五 五	常	浮遊物口	汚		"	五 四 五		10 11100	"	0	通常	产生
一 五 ″	八〇人検	大	質量 動	染		"	八〇	1100	五〇〇	"		最 (物) 量	7
	出せず	最大	動植物油脂類	状		"	"	検出せず	Ξ.	"	九.八	最 (mg物 / ll 大	力自刃由言
	三八・九	通常	窒	部分		"	三八・九	ず一五八	九七八九	"		通常	=
一 <u>五</u>	七 0	大	ng / 化素	0		"	七〇	三〇五	七八九一、三二五三七・六四	"	二、五九九 三、三九〇 五四九・九	最 mg 大 d オ	
<u>·</u>	- -		燐ル	値		"	<u>.</u>	六・七八	三七:六四	1 1111111	五四九·九	通常燐	りん
〇 五	=		ng / l			"	=	 	_ _ O	一 五 五	七〇八	最 (mg / l / l / l / l / l / l / l / l / l /	
11110	六七、一九三	通常	排出水の一日当たりの量			"	六七、一九三	'/	七、三〇三	"	六七三	通常	ジオ等の一下当大Viの量(n)
三五〇	一八〇、六九九	最大	三たりの量 (m)			"	一八〇、六九九	"	一八、七八八	"	八〇五	最大	三プレの量(n)

令和四年五月十三日

縦覧に供する。

での間、山口県環境生活部環境政策課及び防府市生活環境部生活安全課において公衆の

づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示す

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第八条第一項の規定に基

山口県告示第百三十一号

づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和四年五月十三日から同年六月二日ま

当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基

申請者の氏名又は名称及び住所

住名又は名称 協和発酵バイオ株式会社 東京都千代田区大手町一丁目六番一号

山口県知事

村

尚 嗣 政

種

類

項目

水素 1

(水素指数)

化学的酸素要求量

浮 遊 汚

物

mg質 染

<u>ℓ</u>量

0)

通

常 燐パ 最

通

最

 ℓ

汚水等の一日当たりの量

 $\widehat{m^3}$

六・八一

Ħ,

八八一 常

弋

〇九九

状 窒

態

値

汚

水

等

0)

県

 \Box

工場又は事業場の名称及び所在地

所在地 名 称 特定施設の種類 防府市協和町一番一号 協和発酵バイオ株式会社山口事業所

定事業場から排出される水の処理施設 変更しようとする事項の内容 特定施設の使用の方法及び特定施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法を変

水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第七十四号の特

四

排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

更することにより、次の表のとおり変更を生ずる。

七四 変更後 変更後 変更前 変更前 通 常 最 六 · ≀五 " 通 三九・二 三七・五 00 四〇〇 常 最 六五〇 六〇 " 通 " 八〇 " $\overline{\bigcirc}$ 常 最 100 六五 通 五六・三 五五三 <u>-</u> 一 五 八 常 最 三〇五 一六〇

〇・七七

七一九

二六、三四

二三、三七

六・七八

弋

...O...

八、

七八八

備考 七四 とは、 水質汚濁防止法施行令別表第一第七十四号の特定事業場から排出される水の処理施設をいう。 " 〇 · 八 一 " 一九、二三二

 (\Box) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

山

		形し、こ	 兑 ノ			種	
		夕 理 が 記	U 里 奄 安			類	
_	女 五		夕 五 言			項	
	変更後	変更後		変更前	目		
	"	七.五	,	7	通常	水素イ	
			"	五	最	《水素指数》	汚
	/ 六、二六七 /	八八五、八三二、	/ 六、二六七 /	七 \ 三 五 八	大通		水
	大七 //	=	六七	八三二九、二九〇	常最	化学的酸素要	等
				九〇	大通	√乗	の
	"	"	"		常	浮遊物	
	"	"	"		最大	(mg /g f l 量	汚
	"	"	"		最	動植物油脂類	染
_	=;	=;	=,	九 八 二、	大通	(上) 類 窒	状
	一、五九九 / /	一、四二二	一、五九九/	四二三三、三九〇	常最		能
					大	(mg / æ / 素	の
		九〇・二	五四九·九	四三八	通常	tale la	値
	"	五五五	"	四三八七〇八	最大	燐ル mg / ℓ	
_		<i>İ</i> 1.		八_	通	沙港州等	j C
_	六七三	七〇六	六七三	七〇六	常	の 三 当) -
	八〇五	八四九	八〇五	八四九	最大	汚水等の一日当たりの量 (m)	31

六九九

100

六九九

100

三七

三四

三七

三四

七八八

○九九

No	. 2	No	. 1		排		五
持	ŧ	持	非				排出
코	C	ス	k		水		水の汚
Г	1	Γ]		П		染状態
変更後	変更前	変更後	変更前		項目		思の値及
"	六、八	"	七	通常	水素イ	+11-	の値及び排出水
			L	最	(水素指数)	排	小の量
"	"	// 石	八八六四四	大通		出	
"	_	五〇・二	八・一	常	化学的酸素要求量	I.	
				最	(mg 要求	水	
"		"	五五	大		の	
"	1	"	四	通常	浮遊		
	0		五.	市最	、物 mg /質	汚	
"	一 五	"	八〇	大	ℓ量		
"	"	"	検出	最	動植物	染	
			せず	大	ℓ 油脂類	状	
		三八・九	三八・五	通	窒		
"		· 九	五	常最		態	
"	-	"	七	取大	mg / e 素		
	· 五 〇		七〇〇八六	通		の	
"		1 • 1	· 八 六	常	燃り	£4.	
"	〇 <u>·</u>			最	 	値	
	五.	"	二	大	ℓ		
		六上	七士	通	担出	F	
"	1 11110	六七、一九三	七六、000	常			
	0			最	また と と と と と と と と と と と と と と と と と と と	Í	
		八〇、	九一、二〇〇		量	}	
"	五〇	八〇、六九九	100	大	m	ı"	

	П		県		報		(定其	月)		第 30	3
		青糸 シ属夕玉 方言	是冬·尤爱兀)里布妥			設	循環水生物処理施			施設	発酵洗液生物処理
	夕 到	几)里	夕 野龍	処 里前	夕 王 名	见 里 爰	夕 野 官	见 里 前	女 王 名	· 见里 爰	
	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	多更能
	"	"	"	"	"	"	"	"	"	七	4
	"	"	"	八~六	"	六 · 八 (五	"	八~六	"	八~七	4
	五〇・二	四 八 · 一	五〇	四 八 ·	三九・二	三七.五	一九六	一八七·六	1100	四〇〇	
	"	"	"	七五	"	六〇	"	三五〇	"	六五〇	
	"	l)	"	四 五	"	八〇	"	_ 0 0	"	<u>-</u>	4
_	"	"	"	八〇	"	一六五	"	"	"	1100	4
	"	"	"	"	"	"	"	"	"	検出せず	8
	三八・九	三八・五	三八・九	三八・五	五 五 · · 三	五六・三	六九・一	七〇・三	一 五 八	1110	1 1 1
	"	"	"	七〇	"	一六〇	"	1100	"	三〇五	
	1 • 1	〇・八六	- ·	七〇〇・八六	〇 · 八 一	一六〇〇・七七	Ξ	二.九	六・七八	三〇五六・八一	1 7 D
	"	"	"	"	"		"		"	1 1 1	8
	六七、一九三 八〇、	七六、000	六七、一ヵ	七六、000	一九、二三一二三、	二二、七九二六、	一九、二三一	一〇二、七九二六、二六、	七、三〇三	五、八八二	₹ 11011
	八〇、	九一、	六七、一九三 八〇、·	九一、	11111, 1	九二六、一		九二六、一	八、	八二七、	<i>j</i>

変更後

11,00111

"

七八九

三七·六四

"

弋

八、

七八八

変更前

六

七~六

二、一〇七 三、四三〇

00

五〇〇

三 九

九一三一、三三五三五・八二

__ __ O

瓦

八八二

七 六

、〇九九

口

みらいふ周南 訪問看護ステーションどれ

周南市大字徳山四九五七の一

山口県告示第百三十二号

機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、 指定医療

令和四年五月十三日

所 機 関

称療

医

口県知事 村 岡 嗣 政

Ш

廃 止 年

かがやき萩市訪問看護ステーション 萩市大字椿三四六〇の二 地

月 日

令和四、 平成二六、 $\overline{\circ}$

山口県告示第百三十三号

定医療機関から次のとおり指定を辞退する旨の届出があった。 生活保護法施行規則 (昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十五条の規定により、 指

令和四年五月十三日

山口県知事

指定辞退年月日 村 岡 嗣 政

周南市清水一丁目一〇番一号 地

令和四、

山口県告示第百三十四号

山

藏田薬局

名

称

所

六十六号)の一部を次のように改正する。 山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示(昭和四十一年山口県告示第四百

令和四年五月十三日

会長 中谷伸 を

の表中

会長 金子栄一萩交通安全協会 に改める。

山口県知事 村 岡 嗣 政

(八一) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

令和四年五月十三日

山口県知事

村

岡 嗣 政

土木建築部都市計画課 山口市滝町一番

一号

式

事務を担当する課の名称及び所在地

落札に係る特定役務の名称及び数量 周南流域下水道浄化センター脱水汚泥の運搬及び処分業務

契約の相手方を決定した手続

般競争入札

三

兀

落札者を決定した日 令和四年三月二十三日

Ŧī.

落札者の名称及びその主たる事務所の所在地

山陽三共有機株式会社 下松市葉山一丁目八一九番

四四

落札金額

六

入札公告日 トン当たり一万六千八百三十円

令和四年二月八日

七

契約担当者

その他

山口県知事 村岡 嗣政

調達方法

購入等

 $(\overline{\underline{}})$ 落札方式 最低価格

県

Ш



山口県公安委員会規程第四

次のように定める Ш 口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程を

令和四年五月十三日

 \Box 県 公 安 委 員 会

うに加える。

山

程山 口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規

員会規程第一号)の一部を次のように改正する 口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程

別表第一の七十一の表第九十一条の項の次に次のように加える。

第9/条の2第/項	運転免許の条件の付与及び変更の申請の受理
第9/条の2第2項	申請による運転免許の条件の付与及び変更
第9/条の2第3項	申請による運転免許の条件の付与及び変更の審査

項中「新5号」を「ロ・新5号」に改め、 别 表第一の七十一の表第九十七条の二第一項第三号イ・第五号、 同項の次に次のように加える。 第百一条の四第 項

第97条の2第/: 号イ・ハ・第5/0/条の4第3項

山

П

運転技能検査の実施

の4第5項」に改め、 第104条の2の4第6項」 百七条の五第四項の項中 别 同表第百四条第三項 表第一の七十一の表第百 同表第百四条第一項後段 に改め、 「第104条の2の2第6項」を 条の四第三項の項中「総101条の4第3風」を「第101条 同表第百四条の二の二第七項の項の次に次のように 〔準用〕 第百四条の二の二第六項及び第 「第104条の2の2第6項 第104条の2の4第6項」 に改

第/04条の2の4第3項 〔準用〕 1条の2の4第5項 他の公安委員会への処分移送通知書の送付及び他の公 安委員会からの処分移送通知書の受理

第104条の2の4第7項

他の公安委員会への処分の通知及び他の公安委員会からの処分の通知の受理

別表第一の七十一の表第百八条の二第一項第十三号の項の次に次のように加える。

/08条の2第/項第/4 若年運転者講習の実施

無号

号」を「第108条の2第1項第15号」に改め、 別表第一の七十一の表第百八条の二第一項第十四号の項中 同表第百八条の三の二の項の次に次のよ 「第108条の2第1項第14

第/08条の3の3 若年運転者講習の通知

別表第一 の七十一の 表中

(平成元年山口県公安委

第/08条の3の5 第/08条の3の4

第/08条の3の5 第/08条の3の6

を

に改め、 同表第百八条の三の五の項の次に次のように加える。

第/08条の6第/項 第/08条の4第 /項 指定講習機関の指定 講習業務規程の認可

別表第一の七十一の表第百八条の三十二の二第一 項の項 中 「運転免許取得者教育」や

を 「第108条の32の2第2項

の32の2第2項」 〔準用〕 第108条の32の3第2項〕 運転免許取得者教育」や

第/08条の32の3第/項 運転免許取得者等検査の認定 免許取得者等教育

(運転免許取得者等検査) 」

に改め、

同項の次に次のように加える。

別表第一の七十三の表第二十四条第八項の項の次に次のように加える。

第26条の5第6項 第26条の3第2項 認知機能検査の結果等を記載した書類の交付 運転技能検査の結果等を記載した書類の交付

別表第一の七十三の表中

第38条第/5項

第38条第/6項

を

第38条第/7項 第38条第/6項

に改め、同表第三十八条の四の六の項中「第38%の4の6」を 〔| | | [第38%の4の7] 第38%の4の7]

「認定教育実結者」を「認定教育(認定検査)の実結者」に改める。別表第一の七十六の表第四条第二項第二号の項中「第4条第2項第2時)を「第4条第2項第1号ロ」に改める。

別表第一の七十七の表中「淄賦免許取得者教育の認定に関する規則」を「淄賦免許取得者教育の認定に関する規則」に改め、同表第七条第一項の項の前に次のように加える。

第4条第2項第4号 高齢者講習と同等の効果がある課程に係る業務を適正 かつ確実に行うことができる者としての指定

繰り下げる。 別表第一中九十二の表を九十三の表とし、八十八の表から九十一の表までを一表ずつ

十八の表とする。

一八の表とする。

一八の表とする。

第3条 指定の公示

別表第一の八十六の表を別表第一の八十七の表とする。

別表第一の八十五の表第十八条第三項の項の次に次のように加える。

П

認知機能検査員講習申出書の受理	第22条の2
運転技能検査申出書の受理	第19条の3
認知機能検査申出書の受理	第19条の2

山

同表を別表第一の八十六の表とする。別表第一の八十五の表第二十七条第一項の項から第二十九条第二項の項までを削り、

繰り下げ、七十七の表の次に次の一表を加える。 別表第一中八十四の表を八十五の表とし、七十八の表から八十三の表までを一表ずつ

78 運転免許取得者等検査の認定に関する規則(令和4年国家公安委員会規則第8号)

第4~	第4多	複
条第21	条第 /]	拠
項第4号	項第4号	≪
ДП	J.	項
運転技能検査と同等の効果がある方法によ 免許取得者等検査に係る業務を適正かつ確	認知機能検査と同等の効果がある方法によ 免許取得者等検査に係る業務を適正かつ確 とができる者としての指定	事務の内
により行う運転 つ確実に行うこ	により行う運転 つ確実に行うこ	谷

				_
第/3条	第8条第3項	第8条第2項	第8条第/項	
認定の取消しの公示	認定申請書の添付書類の記載事項の変更の届出の受理	名称等の変更の公示	名称等の変更の届出の受理	とができる者としての指定

別表第二の三十一の表第九十一条の項の次に次のように加える。

第9/条の2第3項	第9/条の2第2項	第9/条の2第/項	
申請による運転免許の条件の付与及び変更の審査	申請による運転免許の条件の付与及び変更	運転免許の条件の付与及び変更の申請の受理	

附則

この規程は、令和四年五月十三日から施行する。

令和四年五月十三日発行令和四年五月十三日印刷

発発 行行 人所

山口県知事庁